

# 厚生労働省における妊娠・出産、 産後の支援の取組

厚生労働省子ども家庭局母子保健課



# 安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

## 子育て世代包括支援センターの全国展開

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④支援プランの策定



### 妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

### 産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

### 産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

### 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。  
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

### 多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、  
①育児等サポーターを派遣し、日常生活支援等を行うとともに、  
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

### 若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、  
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。  
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。  
③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。  
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)

### 外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版(10か国語に翻訳)を作成しています。

### 入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関(助産施設)における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み(入院助産制度)があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則42万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

# 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）  
※ 2018年12月14日公布

## 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

## 主な内容

### ○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

### ○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

### ○関係者相互の連携及び協力

### ○法制上の措置等

### ○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

### ○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

### ○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等  
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録  
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

### ○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

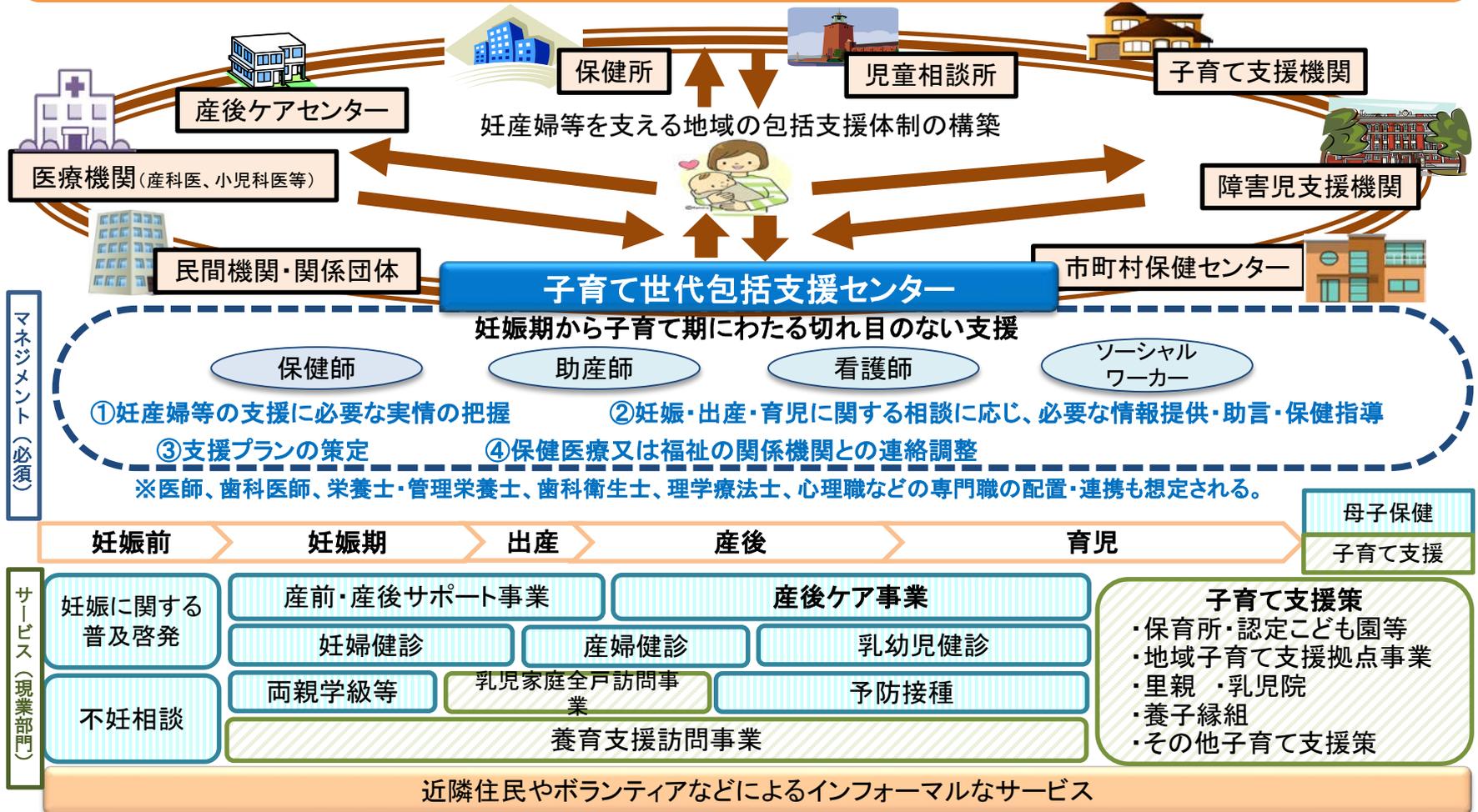
### ○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

## 施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)  
 > 実施市町村数：983市区町村(1,717か所)2019年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。  
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



# 産後ケア事業

(令和元年度予算) (令和2年度予算案)  
2,551百万円 → 2,708百万円

## 事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

## 実施主体等

○市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

## 対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者 (1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

## 事業の概要

### ○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)
- ②褥婦に対する療養上の世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

### ○実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

### ○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

### ○補助率等

(補助率: 1/2) (R2基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)

(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成30年度は667市町村において実施)

※産後ケア事業を行う施設の整備については、[次世代育成支援対策施設整備交付金](#)において補助

# 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日 : 令和元年12月6日  
法律番号 : 令和元年法律第69号

## 産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

## 概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

## 事業内容等

- 実施主体 : 市町村  
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容 : 心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型 : ①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設 : 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準 : 厚生労働省令で定める基準  
(人員、設備、運営等に係る基準)

## 対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

## 他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
  - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
  - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

# 産前・産後サポート事業

(令和元年度予算)  
777百万円

(令和2年度予算案)  
→ 1,704百万円

## 事業目的等

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

## 実施主体

- 市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

## 対象者

- 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

## 事業の概要

### ○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥多胎妊産婦への支援(多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援)
- ⑦妊産婦等への育児用品等による支援

### ○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ(パートナー)型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス(参加)型」・・・・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

### ○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい)

### ○補助率等

(補助率:1/2) (R2基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 月額981,700円等)

(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成30年度は403市町村において実施)

## 多胎妊産婦への支援について

○孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するため、産前・産後サポート事業に支援のためのメニューを創設し、多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図る。

■対象：多胎妊婦、多胎家庭

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①多胎ピアサポート事業：補助単価（案）：月額189,000円

孤立しやすい多胎妊婦及び多胎家庭を支援するため、同じような多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

②多胎妊産婦サポーター等事業：補助単価（案）：月額408,800円

○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ、育児等サポーターを派遣し、産前や産後において、外出の補助や日常の育児に関する介助等を行う。併せて、日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。

○多胎妊婦等へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施する。

### <多胎ピアサポート事業>

- 多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。
- 相談支援事業では、多胎妊婦が入院する病院への訪問や多胎妊産婦の家庭へのアウトリーチを実施。



### <多胎妊産婦サポーター等事業>

- 多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。
- 多胎妊産婦へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施。



# 健康教育事業

(令和元年度予算) 8百万円  
(令和2年度予算案) → 18百万円

## 事業目的

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施する。

## 実施主体

都道府県、指定都市、中核市 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体に等に事業の全部又は一部の委託が可能)

## 対象者

思春期から更年期に至る女性

## 事業概要

### ○事業内容

- ・講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を定期的を開催し、必要に応じて講演会を開催
- ・女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発
- ・学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向け研修の実施

### ○実施場所

- ・保健所、小中高等学校など、受講者が利用しやすい場所

### ○実施担当者

- ・女性の健康(精神保健を含む。)に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等

### ○補助率等 補助率:1/2 R2基準額(案): 57,500円(月額)

### ○事業実績 (30'実績 49道県市)

(H29'実績:健康教室等の開催回数 4,586回 受講延人数 195,353人)

# 女性健康支援センター事業

(令和元年予算)  
113百万円

(令和2年度予算案)  
→ 221百万円

## ○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

## ○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者  
(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



## ○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を

記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

(6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援

**(7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保**

## ○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

## ○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国81カ所(令和元年7月1日時点) ※自治体単独13カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、福島市、川崎市、八王子市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○補助率等 補助率: 1/2 R2基準額(案): 154,300円(月額) **加算分: 若年妊婦等支援の強化 運営費: 168,500円(月額) など**

○相談実績 平成29年度: 67,101件(内訳: 電話40,663件、面接21,587件、メール3,784件、その他1,067件)

○相談内容  
・女性の心身に関する相談(25,480件) ・不妊に関する相談(12,138件) ・思春期の健康相談(6,283件)  
・妊娠・避妊に関する相談(9,094件) ・メンタルケア(13,411件) ・婦人科疾患・更年期障害(750件) ・性感染症等(788件)

# 若年妊婦等支援事業【新規】 ～不安を抱えた若年妊婦等への支援～

(令和元年予算) 0百万円 → (令和2年度予算案) 1,203百万円

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、様々な地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

◆実施主体：都道府県・指定都市・中核市 ◆補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

## <事業イメージ>

### 地域における継続的な支援



#### 【地域における継続的な支援】

- 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等と調整し、地域における継続的な支援へつなげる。

### 母子生活支援施設等



#### 【長期間の居場所の確保】

- 長期的にケアが必要な若年妊婦等に対して、出産・子育てが安定して行える環境が整うまでの居場所の確保を支援する。

都道府県・指定都市・中核市



- 保健師等による、より専門的な相談（電話相談・窓口相談等）
- ※ アウトリーチやSNS等を活用した相談支援など、機動力を活かした相談支援についてNPOに委託して実施。

女性健康支援センター

#### ◆補助単価（案）

- ・ 相談等：月額357,500円
- ・ 夜間・休日対応：月額53,000円
- ・ 特定妊婦産科同行等支援費：月額307,100円 など

※本事業の取組を女性健康支援センターが行う場合は「女性健康支援センター事業」により補助（運営費 月額168,500円など）

連携・バックアップ



連携・紹介

連携・紹介

### 新 地域のNPO

- **コーディネーターの配置**：居場所の確保や地域の関係機関との調整
- 相談しやすい体制の整備：**アウトリーチやSNS等による相談支援**
- 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- 次の支援につなげるまでの**緊急一時的な居場所の確保**
- 継続的な相談支援

アウトリーチ & キャッチ

悩みを抱える若年妊婦等

### 子育て世代包括支援センター

- 地域のNPOと連携し、悩みを抱える若年妊婦等を、継続的かつ専門的な支援へと繋げる。

相談



緊急一時的な居場所



産科同行支援

# 不妊治療について

## I 一般的な不妊治療

保険適用されている

①排卵誘発剤などの薬物療法、②卵管疎通障害に対する卵管通気法、卵管形成術、③精管機能障害に対する精管形成術

## II 生殖補助医療 保険適用されていない

### 1. 人工授精

精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法。夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。精子提供者の種類によって、  
(1) 配偶者間人工授精 (AIH)  
(2) 非配偶者間人工授精 (AID)  
に分類される。

### 2. 体外での受精

体外での受精には  
・ IVF (体外受精)  
・ ICSI (顕微授精。卵細胞質内精子注入法)  
といった方法がある。

### 3. 代理懐胎

- (1) サロゲートマザー (代理母)  
第三者の女性に夫の精子を用いて人工授精し、妊娠を成立させて子どもをもうける方法。
- (2) ホストマザー (借り腹)  
自分の子宮による妊娠が不可能な妻の卵子とその夫の精子を体外受精させ、その受精卵を代理懐胎者の子宮に移植し出産させる方法。

# 不妊治療の流れ(概略図)

保険適用

検査



①男性不妊、②女性不妊、③原因が分からない機能性不妊に大別される。  
診察所見、精子の所見、画像検査や血液検査等を用いて診断する。

原因の治療

男性不妊の治療

精管閉塞、先天性の形態異常、逆行性射精、造精機能障害など。  
手術療法や薬物療法が行われる。(一部を除き保険適用)

女性不妊の治療

子宮奇形や、感染症による卵管の癒着、子宮内膜症による癒着、  
ホルモンの異常による排卵障害や無月経など。手術療法や薬物療法が行われる。  
※一部、原因が分からない機能性不妊に行われる場合あり

機能性不妊や治療が奏功しないもの

夫婦間で行われる人工授精など

人工授精(AIH)

精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。比較的、安価。

|        |          |  |
|--------|----------|--|
| 特定不妊治療 | 体外受精     | 体外で受精させ、妊娠を図る。採卵を伴うため、女性側の身体的負担が重い。主に、人工授精後や女性不妊の場合に用いられる。 |
|        | 顕微授精     | 体外受精のうち、人工的に(卵子に注射針等で精子を注入するなど)受精させるもの。                    |
|        | 男性に対する治療 | 顕微鏡下精巣内精子回収法(MD-TESE)。手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する。              |

     国費で助成(不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象)

精子提供による人工授精(AID)  
卵子・胚提供  
代理懐胎



倫理的にどこまで行ってもいいのか、対象者、親子関係、子どもの出自を知る権利、近親婚の防止、対価の授受などの特有の課題  
(H15厚労省の部会、H20日本学術会議で検討→法制化には至っていない)

※学会は精子提供による人工授精は容認、卵子提供はルールを示していない。胚提供・代理懐胎は禁止。

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

(令和元年度予算) (令和2年度予算案)  
16,376百万円 → 15,134百万円

## 1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
  - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）  
※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

## 2. 沿革

- 平成16年度創設 1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
- 平成18年度 通算助成期間を2年間→5年間に延長
- 平成19年度 給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
- 平成21年度補正 給付額1回10万円→15万円に拡充
- 平成23年度 1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
- 平成25年度 凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
- 平成25年度補正 安心子ども基金により実施
- 平成26年度 妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成  
（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
- 平成27年度 安心子ども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
- 平成27年度補正 初回治療の助成額を15万→30万円に拡充  
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
- 平成28年度 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）
- 令和元年度 男性不妊治療にかかる初回の助成額を15万→30万円に拡充

## 3. 支給実績

|        |          |
|--------|----------|
| 平成16年度 | 17,657件  |
| 平成17年度 | 25,987件  |
| 平成18年度 | 31,048件  |
| 平成19年度 | 60,536件  |
| 平成20年度 | 72,029件  |
| 平成21年度 | 84,395件  |
| 平成22年度 | 96,458件  |
| 平成23年度 | 112,642件 |
| 平成24年度 | 134,943件 |
| 平成25年度 | 148,659件 |
| 平成26年度 | 152,320件 |
| 平成27年度 | 160,733件 |
| 平成28年度 | 141,890件 |
| 平成29年度 | 139,752件 |

# 不妊専門相談センター事業

(令和元年度予算) (令和2年度予算案)  
124百万円 → 104百万円

## ○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 …… 不妊や不育症について悩む夫婦等

## ○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 …… 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所 (実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国76か所(令和元年7月1日時点) ※自治体単独(3か所)含む

主に大学・大学病院・公立病院22か所、保健所19か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) 不妊専門相談センターを2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 補助率等 補助率: 1/2 R2基準額(案): 474,500円(月額)

## ○ 相談実績

平成29年度: 24,830件 (内訳: 電話11,335件、面接8,720件、メール1,098件、その他1,863件)

(電話相談) 医師 13%、助産師 43%、保健師 28%、その他(心理職など) 18%

(面接相談) 医師 36%、助産師 28%、保健師 16%、その他(心理職など) 20%

(メール相談) 医師 23%、助産師 40%、保健師 20%、その他(心理職など) 18%

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(12,852件) ・不妊症の検査・治療(4,945件) ・不妊の原因(1,863件)

・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,476件) ・家族に関すること(1,301件) ・不育症に関すること(1,061件)

・主治医や医療機関に対する不満(611件) ・世間の偏見や無理解による不満(446件) ・不妊治療と仕事の両立について(318件)